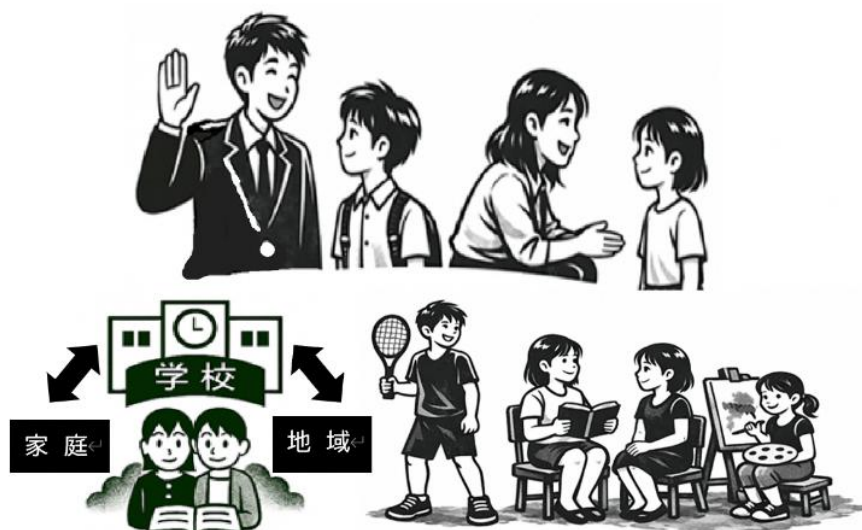


岩 国 市

学校における働き方改革実施計画



令和8年（2026年）4月

岩国市教育委員会

－ 目 次 －

1. 計画の趣旨・現状	P 1
2. 目標	P 2
3. 計画の期間	P 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	P 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	P 5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

- 市教育委員会では、岩国市教育大綱及び岩国市教育基本計画（令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度））において、教育目標として「志高く 豊かな心と生き抜く力を育む」を掲げています。この目標の実現に向け、各学校では、子どもを真ん中に据え、子どもが主語となる教育活動や子どもがわくわくする教育活動、子どもが主体的に学びに向かう教育活動等、創意工夫を凝らした取組を進めているところです。
- こうした教育を着実に進めるためには、教員が意欲をもって専門性を最大限に発揮しながら、子どもと向き合える時間を確保することが不可欠です。しかし、教育課題の複雑化・困難化や学校に求められる役割の拡大により、教員の業務は増加しており、こうした状況が学校の教育活動の質の維持・向上や教職員の心身の健康に影響を及ぼす恐れがあります。
- そのため、教員一人ひとりが健康でやりがいを感じ、本来の業務に専念できる環境を確実に構築していくことが急務となっています。その足掛かりとして、これまでの学校における働き方改革の取組の成果と課題を整理し、さらに取組を進め、未来を担う子どもたちの成長を支える教員の健康及び福祉の確保を図ることが求められています。

(2) 本市の現状

- 本市では、県教育委員会が「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」（令和3年7月改定）にて掲げた目標「時間外在校等時間の上限方針の遵守『月45時間、年360時間を超える教員の割合を0（ゼロ）%に近づける。』」を踏まえ、持続可能な学校の指導・運営体制の構築や、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、業務の見直し・効率化、勤務体制等の改善や学校支援人材の活用などに、県教育委員会と連携しながら取り組んできました。
- こうした取組の結果、本市における教員の時間外在校等時間の状況について、令和4年度から令和6年度までは以下のとおりでした。

【小学校】

	1か月当たりの時間外在校等時間の平均	月45時間超の教員の割合
令和4年度	38.7時間	38.6%
令和5年度	37.7時間	35.7%
令和6年度	34.9時間	31.0%

【中学校】

	1か月当たりの時間外在校等時間の平均	月45時間超の教員の割合
令和4年度	56.3時間	63.8%
令和5年度	52.8時間	58.9%
令和6年度	46.9時間	46.9%

- 時間外在校等時間及び月45時間を超える教員の割合は、年々減少しています。しかし、月45時間を超える教員の割合を0に近づけるという目標には、依然として大きな課題が残されています。時間外在校等時間の主な理由としては、小・中学校ともに、順に、学年・学級事務、校務分掌が多く挙げられています。また、生徒指導事案が発生した場合やそれに係る保護者からの意見や苦情等があった場合には、丁寧に向き合うため相応の時間が必要となり、教員の業務量や精神的負担が増加する要因となっています。そのため、学校・家庭・地域が連携を図り、全ての教員が笑顔で子どもと向き合えるよう、時間的な余裕を創出していくことが必要です。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものです。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ◇ 時間外在校等時間の上限方針の遵守

『月45時間、年360時間を超える教員の割合を0(ゼロ)%に近づける。』

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ◇ ストレスの緩和

『ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を0%まで減少させる』【9.5%】

3. 計画の期間

令和8年度～令和9年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、見守り隊の取組やPTA活動などを通じて、地域住民・保護者による通学路の見守り活動を推進する。

■ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、青少年育成センターが行っている見回り活動や街頭補導活動に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 校長会や生徒指導主任会において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

■ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・ 給食費については無償化により保護者からの徴収事務はなくなっているものの、学校では毎日の食数確認や報告などの事務が必要であり、市教育委員会にて食数管理や報告の手続きを可能な限り簡素化していくこととする。

■ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 市教育委員会にて、「学校に対する過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアル」を作成し、学校の組織的対応の一助となるようにするとともに、「スクールマネジメントアドバイザー」を任用し、当該事案の解決に向けて、迅速に学校を支援する体制を構築する。
- ・ 県教育委員会の「学校問題解決コーディネーター」による相談や、「スクールロイヤーによる法務相談」事業等の活用により、当該事案に適切に対処できる仕組みを整える。

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務

■ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ アンケートフォーム等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

■ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・ 体育館・運動場の地域開放施設の管理業務について、部活動の地域展開の動きと合わせ、各小・中学校や地域の状況に応じて外部委託の実施等、関係課と連携を図りながら検討を今後進めていく。

■ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 中学校において、部活動の地域展開に向けた取組の中で、校長会と連携し、部活動の終了時刻を引き上げることとする。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

■ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ プリント印刷やデータ入力、資料整理等を補助する教員業務支援員を、学校の規模や状況等を踏まえて配置する。

- ・ 校務支援システムを活用することによって、児童生徒の基本情報の入力や、学習成績、出欠席、保健、進学等に係る事務負担を軽減する。
- ・ 中学校において、採点支援ソフトを導入し、自動採点技術等を活用することによって、採点作業や成績処理等の効率化を図っていく。

■ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑩関係）

- ・ 学習指導や学校生活に配慮を要する児童生徒が在籍する学級に、特別支援教育支援員を配置することで、学校が組織的な支援体制を構築できるようにする。
- ・ 日本語を話せない児童生徒に対して、授業内容を理解できるようサポートや基本的な学校生活の支援を行うために、日本語指導支援員を配置することで、教員と連携・協働した支援体制を構築できるようにする。
- ・ スクールカウンセラーについては、県教育委員会により、中学校区ごとに年間を通じて計画的な配置を行い、児童生徒や保護者に対する個別の相談・支援を行うとともに、市教育委員会により、学校における重大・緊急事案に対応できるように緊急派遣体制を整える。
- ・ スクール・ソーシャルワーカーについては、学校からの依頼により、児童生徒が抱える家庭・社会的背景に起因する生活上の課題解決のために、適宜派遣できる支援体制を整える。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 時間外業務時間の電話対応について、各学校の状況に応じて時間を決め、自動音声機能を活用することで、時間外業務の削減を図る。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた職員または健康に不安を有すると認められる職員のうち、疲労の蓄積が認められる者については、医師による面接指導を実施できる体制を整える。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、教職員自身のストレスへの気付きを促し、早めに相談・対処できるようにする。

- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、夏季休業及び冬季休業中に、市教育委員会にて学校閉庁日を設定し、各学校における取得を促進する。
- ・ 学校全体での時間外業務時間の削減を推進するため、学校ごとに、月当たり2日以上の「ノー残業デー」（一斉退校日）を設定することを促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

計画の実効性を確保するため、今後のフォローアップ等に取り組みます。

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、学校からの報告により把握し、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標については、本市で実施しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、校長向けにメンタルヘルスに関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について市のホームページにて周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。